

# 令和元年 夏の交通事故防止県民運動

## 運動の目的

夏は、季節特有の解放感、暑さや行楽による疲労などによる交通事故の多発が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 期間

7月20日(土)～7月31日(水)

## スローガン

だめだっぺ 飲んだら乗るなと いったっぺ

## 運動の重点

- (1) 歩行者(特に子供と高齢者)の保護
- (2) 飲酒運転・スピード違反・疲労による運転等の防止
- (3) 自転車の安全利用の推進



平成三十年度 交通安全ポスター作品コンクール  
優秀賞(茨城県警察本部長賞)  
茨城県立土浦第一高等学校(当時) 1年  
酒井 梨帆 さんの作品

主唱 茨城県交通対策協議会

## 歩行者（特に子供と高齢者）の保護

平成 30 年中、歩行者の交通事故死者数は 41 人で、全死者数（122 人）の約 3 分の 1 を占めています。子供や高齢の歩行者を見かけたら、歩行者との間隔を十分にとり、スピードを落とし、思いやりのある運転をしましょう。

### 運転者の方へ

- 横断歩道があるところでは減速し、歩行者がいる場合は一時停止しましょう。
- 夜間、先行車や対向車がない時は、ライトを上向きに切り替えましょう。

### 歩行者の方へ

- 歩行者の方は、道路を横断する際は横断歩道を利用し、左右の安全を確認してから横断しましょう。



## 飲酒運転・スピード違反・疲労による運転等の防止

- 飲酒運転やスピードの出し過ぎ、信号無視などの危険な運転は、重大事故に直結します。交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。
- 疲労運転は注意力が散漫になり思わぬ危険を招きます。ハンドルを握ったら運転に集中できるように、適宜休憩をとりましょう。

◇ 飲酒運転根絶のための県下一斉広報日 7 月 26 日（金）

## 自転車の安全利用の促進

平成 30 年中の自転車に関係した交通事故死者数は 19 人で全死者数の約 15% を占めています。特に交差点等での出会い頭の衝突が最も多く、次いで右左折時の車両相互の衝突となっています。自転車安全利用五則に従い安全運転に努めましょう。車のドライバーの方は、安全な間隔で自転車の脇を通過するよう思いやりの運転を心がけましょう。



## 自転車運転中は



# 禁止

- 携帯電話等を手に持ち、通話や操作をしながらの運転
- 携帯電話・音楽プレーヤー等の画面を見ながらの運転
- ヘッドホン等を使用して、安全な運転に必要な音が聞こえないような状態での運転



### 《 自転車安全利用五則 》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
  - ・ 夜間はライトを点灯
  - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

○ 自転車が加害者となる事故も発生しており、加害者に高額な賠償金が生じることがあります。被害者の方への損害賠償は加害者の責任です。交通ルールを守り、自転車の安全運転を心がけるとともに、自転車事故に備えるための保険に加入しましょう。